

# 令和8年度 十日町市立川西中学校 部活動に係る活動方針（改訂版）

この方針は、学校教育の一環として以下に基づいて実施する。

## 1 目標

- (1) 心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的態度を育てる。
- (2) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長を図ることに重点をおき、楽しみながら活動する生徒を学校、保護者、地域で育成する。

## 2 本年度の部活動

- (1) 本年度設置する部活動について （入部は希望制であり、任意加入）

陸上競技 野球 卓球 クロスカントリースキー 吹奏楽、駅伝（夏～秋特設）  
バレーボール（女子）

※1年生は4月下旬までに入部するが、転部、退部、途中入部については、本人、保護者、部活動顧問、学級担任が相談したうえで決定する。

- (2) 活動時間及び日数について

### ① 活動時間

学期中 夏季平日（火・金）2時間、夏季平日（月・木）1時間、冬季平日1時間、  
週休日3時間程度（練習試合や大会等を除く）

長期休業中 平日・週休日等ともに3時間程度（練習試合や大会等を除く）

**※週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする。**

**※令和8年8月以降は、休日の部活動地域展開完全実施に伴い、休日の部活動は行わない。**

### ② 休養日

平日1日以上、週休日等1日以上<sup>の週2日</sup>とする（原則週休日2日の内、どちらか1日は休む）。  
年間100日以上、週休日50日以上を確保することとし、各部の「年間活動計画」による。

### ③ その他

- ・年末年始等の学校閉庁日には部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談し、実施の可否は校長の判断によるものとする。
- ・平日における休養日の変更は管理職に届け出るものとし、その週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に補う。
- ・感染症の流行や気象状況により、活動を停止する場合がある。
- ・顧問不在時には活動を行わない。

- (3) 大会参加について（部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。）

① 県中体連（高体連・高野連・高文連を含む）及び吹連主催、共催、後援の大会とする。

② その他の大会については、原則として地域クラブで対応する。

## 3 部活動運営について

- (1) 体罰等の禁止について

外部指導者を含めた部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動における指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されない。**暴言等の言葉による暴力も絶対のない指導を徹底する。**

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、運営上重要であることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) 設置のない種目の大会参加について

設置のない種目についても、大会は出場できる。しかし、日常的に継続して練習している競技に限る。また、大会への引率や監督、競技役員は原則、保護者が担う。(柔道・水泳・アルペンスキー・相撲等)夏季種目の最大出場種目は1人1競技である。しかし、夏季種目と冬季種目は兼ねることができる。

(4) 校外活動時の安全確保について

長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、管理職の指導の下、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画する。

原則として、貸切バス・タクシー（教職員同乗）を利用するか、保護者による送迎とする。やむを得ない理由により、PTA所有車やレンタカーを教職員や保護者が運転して使用しなければならない場合は、関係者による事前協議の上、校長が許可した場合のみとする。1日の総走行距離が300km以上の場合は、交代の運転者を配置する。

(5) 生徒が休日の地域クラブ活動に参加する場合について

指導の一貫性を確保する観点から、地域クラブの運営団体・実施主体と緊密な連携を図り、活動方針・活動状況等を適切に共有するよう心掛ける。